

2001年5月18日

大阪府知事 太田房江殿

2002年度（平成14年度）
大阪府中小企業政策に関する要望と提言

大阪府中小企業家同友会
代表理事 引馬敏男
代表理事 岡本利雄
代表理事 渡邊 功

〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F
TEL 06-6944-1251
FAX 06-6941-8352
<http://www.osk-doyu.gr.jp>
w-tony@osk-doyu.gr.jp

2002年度（平成14年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下、同友会）は、昭和33年（1958年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努めて参りました（会員数2500人[企業経営者]、平均規模26人[従業員数]、平均資本金額2000万円）。その一環として同友会では、平成2年度（1990年度）より毎年、大阪府知事、商工部、近畿経済産業局（前近畿通産局）、府議会議長及び各会派の皆様にも「中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、懇談を積み重ねてきたところです。

さて、一昨年、中小企業基本法が36年ぶりに大改定されました。その根拠となった中小企業政策審議会答申では、「新たな雇用機会が多くは中小企業の創業や成長によってもたらされる」「中小企業は地域経済に密着するとともに、地域の産業集積、商業集積の中核をなす存在であり・・・中小企業の活躍が地域経済の活性化の牽引力となるとともに、様々な場面で地域社会に貢献する」と述べ、これまでになく中小企業の社会的存在意義を強調しています。さらに地方自治体の基本姿勢として、「地方公共団体は、地域活力の源泉たる中小企業の振興等を地域の特性に応じて図っていくべき」とし、基本法第6条にも位置付けられました。

国際的にも中小企業政策が見直されています。アメリカでは80年代の初期から様々な中小企業支援策を講じてきました。このファンダメンタルズが空洞化やIT化によって一時的に増大した「失業者」を吸収しただけでなく、アメリカの景気回復にも貢献しました。また、EU首脳会議（2000年6月）においては「小企業のための欧州憲章」が採択され、「小企業がヨーロッパ経済の支柱である」「欧州の努力は小企業が最優先課題になって初めて成功する・・・小企業は技術革新、雇用、欧州の社会的・地域的統合の主要な推進力であり、最善の環境が整えられなければならない」と位置付けられたところです。

このような流れの中で、中小企業政策をいかに産業再生の中心と位置付け、それにふさわしい施策を実施するか、多くの経済指標が全国水準よりはるかに悪い状況が長く続いている大阪府においては、とりわけ重要な課題といえます。同友会のアンケート調査によると、「既存中小企業の支援策の大幅拡充」53.6%、「増税なき財政再建」50.2%、「中小企業予算の大幅増大」34.9%、「経営革新支援事業費補助金の大幅拡充」31.8%、と回答しています。このことは中小企業政策重視の世界的な流れに合致する要望であり、それにふさわしい施策が求められています。

その点で、大阪府の危機的な財政問題をどう見るか、そのこと抜きに考えることはできません。同友会のアンケート調査では、その根本原因を「健全な財政運営の欠如」65.4%、「大型公共事業の推進」46.1%、「法人二税の落ち込み」35.2%と指摘しています。つまり、その根本原因は税金の使い方に問題があるということであって、単に法人二税の落ち込みだけではないということです。歳出の中身を精査・見直しする一方、中小企業対策を充実させ、景気回復と健全な財政運営に転換する必要があります。

したがって、従来型の政策比重の置き方を抜本的に転換させて、中小企業をさらに重視する政策へと本格的に踏み出すことを強く求め、以上の認識に基づいて、ここに「2002年度大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出致します。

2002年度（平成14年度）の重点要望

- ① 中小企業の現場を見つめる視点に立ち、府産業再生プログラム（案）を実効性のあるものに運用されたい。
- ② 外形標準課税の導入は断念されたい。
- ③ 特別保証制度終了に伴い、健全な中小企業への資金供給が閉ざされないように、大阪府の制度融資の大幅な拡充をされたい。
- ④ 大阪府の財政再建を進めるために、中小企業や府民生活に直接影響のない歳出を大幅に見直し、それによって捻出された財源は、中小企業や府民生活に直接関わるものに思い切って投じるように、財政支出の転換をされたい。

1、中小企業振興策に関すること

(1) “府産業再生プログラム”を実効性あるものに

プログラムでは、大阪産業を再生する中心的役割は、「府内事業所数の9割以上を占め、数量的にも主要なプレイヤーである中小企業である」と規定しています。この理念は今後の中小企業支援策を考える上で極めて重要なことです。しかし、中小企業経営者の生の声を聞くという点で、相変わらずの「待ちの姿勢」が、多くの支援策を現場の中小企業につなげられない限界を作り出しています。中小企業経営者は日常の経営活動に追われ、新しい商品や技術のアイデアがあってもそれを試すゆとりがありません。そうした経営者の発想を確実に汲み取るためには、現場に出向き、社員の働きぶりや意欲、会社の雰囲気などに触れることが大切です。また、そのことによって、後継者問題など深刻な悩みを把握することが可能となります。プログラムを眠らさないためにも「外に出かける」行政の姿勢を打ち出し、中小企業の現場の目線で政策立案し、実効性のある支援策の運用を求めます。

(2) 商工労働予算の大幅拡充と実効性のある配分を

平成13年度当初予算では、制度融資に資する預託金の増額に伴い、額としては前年比で大幅な予算額アップになりました。このような融資目標額の増額に加えて、中小企業が大阪産業の再生に中心的な役割を果たせるようにさらに実効性のある、きめの細かな商工労働予算の拡充を求めます。

(3) 中小企業に経済波及効果の大きい、生活密着型・福祉型公共事業への転換

①特別養護老人ホームの建設・整備、介護機器用品開発、環境保全ビジネス・エコ商品開発、学校・保育所の改修、公園・生活道路の整備など、高齢者・障害者・子供にやさしい生活密着型・福祉型公共事業に軸足を転換し、多くの中小企業に経済波及効果のある仕事づくりをすすめられたい。

②また、それらの事業は、その地域の実情をよく知っている地元中小企業に優先的に発注されたい。

③中小企業への官公需発注比率は他の大都市と比べて低くなっています（右表参照）。金額ベースで他の大都市並に引き上げられたい。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率(%)「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成11年度	55.1	56.3	71.6	67.9	57.4	65.5
平成10年度	47.8	53.4	75.4	65.1	66.4	67.1
平成9年度	52.4	56.5	68.4	68.0	67.4	67.7
平成8年度	48.3	52.3	75.3	67.1	66.6	66.6
平成7年度	52.8	52.3	74.1	66.2	68.5	57.2

(4) ISO取得のための支援

ISOの取得は、中小企業にとって必要条件となುತ್ತつあります。しかし、取得のための費用は数百万円～1000万円という高額なものです。これでは意欲があっても取得が進むものではありません。近年、東京都など、取得のためのアドバイスだけでなく、助成金制度を実施する自治体が増えています。大阪府もISO融資（産業活性化資金融資）に加え、新たに助成金制度を実施されたい。

各自治体の平成12年度ISO助成金制度実施状況

	ISO一般会計当初予算額	1社当たりの限度額
東京都	2500万円	130万円
墨田区	108万円	27万円
花巻市	300万円	50万円
三重県	9000⇒440万円 14001⇒1200万円	9000⇒45万円 14001⇒100万円
大阪市	7000万円	100万円
東大阪市	5000万円	100万円
川口市	(2001年度より新設) 500万円	50万円

(5) 経営革新支援事業補助金・技術向上奨励費補助金の予算増額

- ①平成11年度の大阪府における経営革新支援法（以下革新法）申請企業数は179件あり、その内、102件が認定されています。中小企業創造活動促進法（以下中創法）申請企業数は181件で全て認定されています。同友会会員企業もこれらの制度に数多く挑戦し認定を受けています。平成13年度の経営革新支援事業補助金予算が7000万円から2億1000万円に増額されたことは評価できますが、認定企業数から見ると十分とは言えません（1社限度額700万円で考えると、わずか30社相当分）。技術向上奨励費補助金予算では1億5000万円（1社750万円（限度額500~1000万円）で考えると、わずか20社相当分）であり、認定を受けても一握りの企業がやっと支給されるという状況は変わっていません。経営革新、技術開発を積極的に進める中小企業が意欲をもって進められるように、少なくとも、前年度認定された企業数に見合う予算になるように、大幅に増額されたい。
- ②中創法に認定された企業も次のような問題を強く感じています。新事業展開を推進するために、以下の点を改善されたい。
 - a) 現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改められたい。
 - b) 融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図られたい。
 - c) 製造業に偏重せず、サービス業にも門戸を広げられたい。
 - d) 申請時、案件によっては高度な専門性が要求されます。職員のスキルアップを図られたい。
 - e) 融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。事業本体まで消滅させないように、現実性のあるセーフティネットの整備を図られたい。
- ③中創法や革新法の認定に関して、審査員によってアンバランスがあります。認定基準を明確にされたい。
- ④中創法や革新法に認定された中小企業には知事が認定状等を授与し、その新商品や新技術、新サービスをマイドームおおさかや府庁・大阪国際会議場に展示、マスコミを通じて報道するなど、中小企業のパブリシティを重視されたい。
- ⑤新技術や新製品が開発されても、中小企業はマーケティング機能が大企業に比べ総じて劣っているために、販売ルートが確立しにくい状況にあります。新技術や新商品を市場化しやすいように、商品認定を支援されたい。
- ⑥革新法の支援メニューを中創法に近づけて頂きたい。例えば、中創法支援メニューには2000万円以内（通常枠1000万円と別枠1000万円）の無担保無保証人融資がありますが、革新法にはありません。革新法の支援メニューに、無担保無保証人融資制度を確立されたい。

(6) 「モノづくり」支援策の拡充

- ①製造業の廃業率は深刻であり、今後の「ものづくり」支援は大阪府にとって極めて重要です。個別の優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰だけでなく、基礎技術を中心とする熟練技術を社会的価値として一中小企業そのものを再評価する「大阪版・中小企業マイスター制度」を確立し、誇りをもって承継できるような環境整備をすすめられたい。
- ②中小企業創出事業として、閉鎖・移転される工場跡地を行政が取得又は借り上げ、研修施設や会議室、食堂などを併せ持つ、「総合工場アパート」（仮称）をつくられたい。また、建て替え中の一時貸工場として安価に提供されたい。
- ③現在、貸工場等の事業用賃貸物件は借り手市場になっており、このような状況を背景に、貸工場等の移転需要が増加しています。工場拡張または事業見直しのため、新たな貸工場に移転する場合（府内に限る）、

機械の運搬費用や家賃等に対して長期かつ低利の融資や助成制度を新たに創設し、大阪府の工場誘致（空き工場の有効活用&産業集積）支援策の一環として実行されたい。

- ④東大阪市や八尾市では、技術交流プラザ、企業情報データベースをホームページで立ち上げ、具体的な中小企業支援策を始めています。今後このような自治体が増えると思いますが、このような衛星都市の事業に対して財政支援を行われたい。
- ⑤小・中学校の社会科副読本は中小企業の記述が少なく、位置付けが不明確です。産業再生の中心として中小企業を位置付けた新しい副読本として「中小企業の街・おおさか」（仮称）をつくり、府民生活に中小企業がどのように関わっているかを具体的に伝えられたい。また、工場見学は大企業見学だけでなく地元の中小企業の見学をさらに多く組み入れて頂きたい。

（７）産・官・学ネットワークの構築

- ①大阪版ＴＬＯ（Technology Licensing Organization；技術移転機関＝大学の特許などの研究成果を企業に斡旋する組織）の位置付けが重要です。大企業は大学の先端技術、新技術を専攻取得できる環境がありますから、大阪版ＴＬＯは、中小企業専門の機関として位置付け、研究者が中小企業のために思い切った仕事ができるような環境を整備し、かつ抜本的な予算拡充を図られたい。
- ②府下の各大学と連携し、地域の中小企業の利用しやすい研究室（ラボ）づくりを進められたい。また、ラボは1㎡当たり約1000円（産技総研開放研究室なみ）の安価な室料とされたい。
- ③府大には、中小企業からの相談や委託・共同研究を扱う窓口を開設されたい。また、他の大学にも窓口を開設するよう積極的に働きかけられたい。
- ④前項「（６）の②」のような「総合工場アパート」を大学に隣接させるような措置を講じられたい。

（８）中小企業政策立案のための実態調査活動

- ①墨田区、大田区、千葉県、東大阪市などが実施している現場に出向く実態調査は高く評価されています。特に、東大阪市の全事業所調査は、規模の点で日本初と言われており、詳細なデータが公表されました。これら調査の大きな成果は、職員が現場の生の声を直接聞くことによって中小企業に対する見方が変わってきたという「教育」効果と言われています。産業再生に取り組む大阪府として、関係職員が現場に「でかける」「出向く」活動を一層広げられたい。
- ②行政のスペシャリストを育成するために、とりわけ商工労働部局においては、「じっくり腰を落ち着けて取り組める」ように、機械的な職員の配置転換・異動を行わないようし、合わせて、思い切った増員をして頂きたい。
- ③府の中小企業支援策を実効あるものにするために、多くの中小企業経営者を中心に構成する「中小企業振興会議」（仮称）を設置し、現場の生の声を反映させる政策立案システムを構築されたい。
- ④府民電子会議室をさらに拡充・恒常化し、中小企業政策立案に役立てられたい。

2、金融問題に関すること

(1) 新規創業、事業継続しやすい金融環境づくり

アメリカでは事業に失敗しても経営者やその家族の生存権まで剥奪されることはありません。むしろそのような失敗の経験を評価することで、新しいベンチャースピリットを醸成させる環境を作っています。アメリカは直接金融中心ではありますが、このような「思い切ったことができる環境」が日本と決定的に違います。新規創業増、既存中小企業の事業継続、また倒産など事業に失敗してもその経験を生かし、事業再挑戦のしやすい環境整備をすすめ、同時に、物的・人的担保主義から脱却した金融環境を構築されたい。

(2) 借りやすく返しやすい制度融資の確立

都銀を中心に「倒産判定ソフト」や「機械的な中小企業の格付け」が急速に進み、中小企業へのプロパー融資が大幅に縮小されている中で、地域金融機関や制度融資の役割がこれまで以上に重要になってきていますので、これまでの中小企業金融政策を大幅に見直されたい。

- ①府及び保証協会は制度融資の活用に関して物的担保偏重を見直し、経営指針の確立、知的所有権、技術力・開発力、経営者の経営能力、市場性、将来性、社風などを重点に評価する融資基準に改められたい。そのために、信用保証協会の審査能力の向上を図るため、職員を増員するなど速やかに対応できる体制を整備されたい。
- ②保証協会の保証付融資（マル保）は、保証協会の保証だけにとどめ、連帯保証人を徴求しないよう見直されたい。
- ③複数のマル保融資（有担保に限る）を受けている場合、その返済残額を一つにまとめ、残高相当分を新たに借り入れて返済に充当した場合、多少の金利上昇や返済総額の増加があっても、月々の返済額を下げることができ、当面の資金繰りが非常に楽になります。苦肉の策ではありますが、実際にこのようなことは可能です（実行された事例もあります）ので、返済額を下げる選択肢の一つとして窓口でも案内して頂きたい。
- ④中小企業の景況指数が改善するまで、すべての制度融資の返済期間延長（運転7年設備10年）を実施されたい。また、個別事情による返済条件の変更を債務不履行とは見なさず、それが今後の新規融資の妨げにならないよう押印文書を交わすなど、安心して返済条件が変更できるように制度を改められたい。
- ⑤特別保証制度は残念ながら12年度末で廃止になりますが、同友会の調査では「制度をさらに充実させて継続してほしい」46.7%、「継続してほしい」18.6%となっており、65.3%もの企業が「継続」を求めています。したがって、今後の安定的な資金供給を保証するためには、特保と同様もしくはそれ以上の制度の実施、例えば、一般の無担保無保証人融資（現在の限度額1000万）を既存のベンチャー関連融資（新産業支援資金融資など）なみに2000万円に拡大することが必要です。12年11月に大阪府が国に対して提出した要望書にはそのことが明記されていませんので、改めて国に要望されたい。また、現行の無担保無保証人融資利率は普通預金なみの低利に速やかに変更されたい。
- ⑥制度融資の非対象業種は、中小企業信用保険法の対象業種に基づいて定められているとのことですが、その非対象業種の選択は、自治体独自の判断で可能です。弾力的に運用されるよう見直されたい。

(3) 金融機関合併等に伴う、中小企業選別防止指導の徹底

- ①健全な中小企業の債権が、突然、整理回収機構（RCC）送りになるケースがあります。極めて機械的な処理が行われている場合もありますので、大阪府として相談窓口を開設し、案件によっては引受金融機関を保証協会保証付きで斡旋するなど、救済策を講じられたい。
- ②「金融機関の公共性を維持させる」「銀行と借り手の取引慣行の歪みを是正する」「裁量型金融行政を利

「ユーザー参加型金融行政に転換する」などを柱とする、金融アセスメント制度（仮称）（この内容は、2000.11.11 NHK教育TV「21世紀ビジネス塾」で詳しく報道されました）を全国の自治体に先駆け実施し、金融機関の地域貢献度を評価・公表されたい。

- ③信用組合の協同組合性を回復させるとともに、地域中小金融機関を健全育成する観点から、とりわけ、国際業務を行っていない地域中小金融機関に対して、検査マニュアルの一律適用を行わないよう、国に要望されたい。

3、税制問題に関すること

全国最悪の経済状況の中で苦闘している大阪の中小企業に対して、さらに税負担を強いることは中小企業の死活問題になります。雇用を守り地域経済再生のために努力している中小企業の経営意欲をそぐような相次ぐ増税案は、結局、大阪経済の再生を遅らせることになり、財政再建にも役立ちません。税制改定を行う点で最も重要なことは、応能負担の原則を貫くことです。地方税においても例外ではありませんので、その姿勢を堅持されたい。

- ①外形標準課税や法人府民税均等割り増税など、中小企業への負担を重くし活力をそぐような税改定は断念されたい。

- ②地方への税源委譲は急務です。しかしながら、大阪府はその案として消費税の2%を地方に配分することを選択肢の一つとして国に求めています（現在は消費税の1%を地方に配分）。それは消費税本体の税率アップにつ

ながる可能性が強いので直ちに撤回されたい。

- ③2001年設立の新規開業事業所だけでなく、全国的に失業率の極めて高い大阪府においては、雇用の維持に貢献している中小企業に対して、法人事業税の減免措置を講じられたい。また、そのような中小企業に対して、賃金補助制度を確立するよう国に要望されたい。

- ④全国水準に比べて廃業率が高い大阪府においては、特に後継者問題とも関連して中小企業の事業承継税制の改定は急務です。事業用資産は事業を承継することを条件に以下のような事業承継猶予制度の確立を国に要望されたい。

a) 事業用資産は通常の評価額とは別に「事業承継評価額」（仮称）で評価する。

b) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額は猶予される。

c) 10年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付する。

d) 10年以上事業を継続した場合は当該差額を免除する。

- ⑤消費税に関するアンケート調査によると、「景気回復が確かなものになるまで停止又は税率を下げるべきだ」29.3%、「早急に税率を下げてほしい」14.6%、「食品は非課税にしてほしい」12.1%となっており、何らかの形で消費税減税を求める声は根強くあります。大阪府の経済状況を踏まえ、国に対して消費税減税を要望されたい。

4、行財政問題に関すること

今、大阪府の財政再建で求められることは、府民生活に直接影響のない歳出を大幅に見直すことです。りんくうタウンの処理や関空二期工事に関しては、府民投票も視野に入れた大胆な見直しも必要です。また、70年代に有効だった分譲・売却によって採算を見込むような企業局の事業は、今後行うべきではないでしょう。それらの行財政改革によって捻出された財源は、中小企業や府民生活に直接関わるものに思い切って投じるなど財政支出の転換が必要です。

- ①「水と緑の健康都市」など一部の大型公共事業の見直しが始まりましたが、全体としては不十分です。不要不急の大型公共事業[例えば、国際文化公園都市や関空二期工事など]やそれに付随する関連事業は根本的に見直されたい。
- ②フォレックス（大阪府研究開発型企業振興財団）に対して、この5年間でも大阪府は、20億円以上の巨費を貸付金として支出しています。しかし、それによるベンチャー企業の成功事例・株式上場やフォレックス本体の財務内容の情報開示がありません。投資対効果を精査し、府の債務保証の有無も含め速やかに情報開示されたい。
- ③公共施設の跡地再利用は、商業施設や新たな「箱もの」建設の再開発に供しないようにされたい。例えば、
 - a) 阪神大震災以降、地震の活動期に入ったと言われている状況を踏まえ、「大阪大震災」を想定し広域避難場所としての充実強化させた機能をもたせる
 - b) 地域のコミュニティ施設として有効活用し、地域の子供から高齢者まで自由に交流できる場とする
 - c) 地域の中小企業経営者が熟練技術や専門性を披露・伝授できる「中小企業の街大阪」らしい教養・文化講座を設ける、などを中心に再利用されたい。
- ④男性の雇用流動化が進む中で、女性の就業が急増しています。また、その中から女性経営者の新規創業も増えてくるのが考えられます。共働きも増加傾向にありますので、育児、保育、介護支援の制度を拡充し、女性の社会進出をさらにバックアップする支援策を多面的に講じられたい。
- ⑤とりわけ失業率の高い大阪府においては、失業者救済策が必要です。一定の条件の中で、一般会計からの資金繰り入れや保険金の長期支給など、従来の失業保険の枠組みを越えた新しい労働者向けセーフティネットの整備を国に対して要望されたい。また、これまでにない大阪府独自の対策も同時に講じられたい。

以上